

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2023年1月12日

【四半期会計期間】 第128期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日)

【会社名】 株式会社井筒屋

【英訳名】 IZUTSUYA CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 影山英雄

【本店の所在の場所】 北九州市小倉北区船場町1番1号

【電話番号】 (093)522-3111

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・財務部長 山本直樹

【最寄りの連絡場所】 北九州市小倉北区船場町1番1号

【電話番号】 (093)522-3111

【事務連絡者氏名】 管理本部 経理・財務部長 山本直樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第127期 第3四半期 連結累計期間	第128期 第3四半期 連結累計期間	第127期
会計期間	自 2021年3月1日 至 2021年11月30日	自 2022年3月1日 至 2022年11月30日	自 2021年3月1日 至 2022年2月28日
売上高 (百万円)	38,311	16,098	53,144
経常利益 (百万円)	550	671	1,047
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	564	819	1,171
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	173	814	772
純資産額 (百万円)	8,431	9,920	9,029
総資産額 (百万円)	49,410	48,922	47,300
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	49.31	71.56	102.21
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	17.1	20.3	19.1

回次	第127期 第3四半期 連結会計期間	第128期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年9月1日 至 2021年11月30日	自 2022年9月1日 至 2022年11月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	18.52	0.68

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、引き続き今後の動向を注視してまいります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。この結果、前第3四半期連結累計期間と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比（％）を記載せずに説明しております。

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間（2022年3月1日～2022年11月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の各種政策効果もあって、景気は緩やかに持ち直してまいりました。一方で、世界的な金融引締め等が続く中、海外経済が下振れするリスクに加え、国際的緊張によるエネルギーや原材料価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等、景気を下押しする懸念材料も多く、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績につきましては、売上高は16,098百万円（前年同期は売上高38,311百万円）、営業利益は747百万円（前年同期は営業利益496百万円）、経常利益は671百万円（前年同期は経常利益550百万円）、親会社株主に帰属する四半期純利益は819百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益564百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等を適用した影響などにより、当第3四半期連結累計期間の売上高は23,833百万円、売上原価は23,021百万円、販売費及び一般管理費は721百万円それぞれ減少し、営業利益は90百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は133百万円それぞれ減少しております。

引き続き当社グループは、先行き不透明な経済情勢におきましても、これまで取り組んでまいりました事業構造改革をより一層定着・発展させ、将来にわたる安定的な収益基盤の確立と、財務体質の健全化に努めてまいります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

百貨店業

百貨店業界におきましては、新型コロナウイルス感染症や物価上昇などによる個人消費へのマイナス影響が懸念された一方、前年の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下での臨時休業要請の反動や、行動制限緩和などの外出機会の増加により商況は前年を大きく上回り、復調の兆しが見え始めておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準には至っておりません。

当社グループにおきましては、従来型の規模や量を追求する事業モデルを見直す契機と捉え、量から質への新たな事業モデルへの道筋をつける「井筒屋グループ中期3ヵ年経営計画（2022年度～2024年度）」を策定し、推進いたしております。

計画1年目となる本年は、店舗における百貨店らしさを追求するべく、好調カテゴリーの強化を図るとともに、百貨店の強みを活かした編集売場を構築することにより、店舗価値の向上および売場の活性化に努めております。

本店におきましては、本年3月に、福岡県のまん延防止等重点措置が解除されて以降、徐々に消費の回復傾向がみられ、引き続き高額品などの好調カテゴリーが牽引する中、他商業施設との差別化を図るため、百貨店の強みを活かした取り組みを推し進めてまいりました。

地階食品フロアでは、名古屋コーチンをはじめとした諸国名産鶏を中心に、鶏肉惣菜を提供する「鶏三和」がオープンいたしました。本館8階では、創作和食料理の店「銀茶寮」がオープンし、多くのお客様からご好評をいただいております。

また、催事・イベントに関しても徐々に開催制限が緩和され、賑わいを取り戻しつつあります。10月に「井筒屋アート2022」と題し、アートをテーマに全館フェアを初開催。有名作家の現代アート作品などが全館を彩りました。11月には恒例の「北海道物産展」を開催。連日多くのお客様で賑わい、やむを得ず入場制限をさせていただくほどの盛況ぶりでした。今後もお客様に喜んでいただける百貨店ならではの取り組みを積極的に進めてまいります。

山口店におきましては、山口市との包括提携契約の一環として、11月に山口市中心市街地活性化推進室とYCAM（山口情報芸術センター）が協働して進める＜アートでつなぐまちの活性化事業＞の実証実験として「コロガルあそびのひゃっかてんin山口井筒屋」を2階フロアに誘致いたしました。子どもたちが遊びを通じて自ら考え、創造できるようにデザインされた遊び場を提供させていただいたことで多くのファミリーが来場し、フロアの活性化に繋がっております。今後も地域連携を図りながら地元の魅力発信に努めてまいります。

一方、持続可能な社会の実現に向けた取り組みといたしましては、北九州市と脱炭素社会の実現に向け『ゼロカーボンシティを目指す連携協定』を締結し、電気自動車の活用及び普及促進を目指して、10月に全国初の取り組みとなる、自治体と企業間でのEVシェアリングを開始いたしました。

また、地域共創・社会貢献の観点から、本年大規模火災に見舞われた小倉北区旦過市場一帯の復興を支援するため、リリー・フランキー氏のご協力によりチャリティエコバッグを制作し、旦過市場と当社の双方で販売いたしました。収益は全額旦過市場の復興支援に寄付いたします。

CSR・ESGに関する取り組みにつきましては、当社ホームページ「サステナビリティレポート」に掲載しております。

当第3四半期連結累計期間における当社グループの業績につきましては、売上高は16,072百万円（前年同期は売上高38,311百万円）、営業利益は826百万円（前年同期は営業利益610百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は23,859百万円、営業利益は116百万円それぞれ減少しております。

友の会事業

友の会事業におきましては、売上高は25百万円（前年同期は株式会社井筒屋友の会が当社グループの百貨店に対して前払式の商品販売の取次を行っており、外部顧客に対する売上高はありません。）、営業利益は14百万円（前年同期は営業利益25百万円）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及び営業利益は25百万円それぞれ増加しております。

(2) 財政状態の分析

資産

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ1,621百万円増加し、48,922百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金等が増加したことによるものであります。総資産のうち流動資産は10,285百万円、固定資産は38,636百万円であります。固定資産の主な内容は、有形固定資産34,482百万円、無形固定資産156百万円、投資その他の資産3,997百万円であります。

負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ731百万円増加し、39,002百万円となりました。これは主に長期借入金が増加したものの、支払手形及び買掛金等が増加したためであります。うち、流動負債は28,358百万円、固定負債は10,643百万円であります。負債の主な内容は、借入金17,343百万円、契約負債5,411百万円、支払手形及び買掛金5,326百万円、再評価に係る繰延税金負債3,278百万円であります。

純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産は、主に親会社株主に帰属する四半期純利益を計上したこと等により前連結会計年度末に比べ890百万円増加し、9,920百万円となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、利益剰余金の当期首残高は133百万円増加いたしました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期連結累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありませんが、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの事業活動は影響を受けており、今後の動向を注視し、必要な対策を講じてまいります。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

「1 事業等のリスク」に記載しております。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当第3四半期連結累計期間において、資本の財源及び資金の流動性についての分析について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年1月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,480,495	11,480,495	東京証券取引所 スタンダード市場 福岡証券取引所	単元株式数は100株 あります。
計	11,480,495	11,480,495		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年9月1日～ 2022年11月30日		11,480		100		924

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,427,900	114,279	同上
単元未満株式	普通株式 28,595		同上
発行済株式総数	11,480,495		
総株主の議決権		114,279	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権6個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式20株が含まれております。

3 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

2022年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町 1番1号	24,000		24,000	0.2
計		24,000		24,000	0.2

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2022年9月1日から2022年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年3月1日から2022年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,604	4,473
受取手形及び売掛金	1,546	2,567
商品	1,989	2,521
貯蔵品	21	18
その他	372	704
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	7,534	10,285
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	10,819	10,010
土地	24,011	24,011
その他（純額）	514	461
有形固定資産合計	35,345	34,482
無形固定資産	195	156
投資その他の資産		
差入保証金	1,980	1,422
その他	2,299	2,629
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	4,225	3,997
固定資産合計	39,766	38,636
資産合計	47,300	48,922

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年11月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,811	5,326
短期借入金	11,833	11,833
未払法人税等	35	8
前受金	7,454	2,834
契約負債		5,411
その他の引当金	183	14
その他	3,059	2,929
流動負債合計	26,378	28,358
固定負債		
長期借入金	6,509	5,509
再評価に係る繰延税金負債	3,278	3,278
商品券回収損失引当金	854	646
退職給付に係る負債	783	741
資産除去債務	261	261
その他	205	205
固定負債合計	11,892	10,643
負債合計	38,270	39,002
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	924	924
利益剰余金	2,632	3,528
自己株式	27	27
株主資本合計	3,629	4,525
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21	17
土地再評価差額金	5,362	5,362
退職給付に係る調整累計額	16	15
その他の包括利益累計額合計	5,400	5,395
純資産合計	9,029	9,920
負債純資産合計	47,300	48,922

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2021年3月1日 至2021年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2022年3月1日 至2022年11月30日)
売上高	38,311	16,098
売上原価	29,523	7,821
売上総利益	8,788	8,276
販売費及び一般管理費	8,292	7,528
営業利益	496	747
営業外収益		
受取利息	0	0
持分法による投資利益	111	17
協賛金収入	7	19
未回収商品券受入益	272	145
受取賃貸料	49	49
助成金収入	152	72
その他	94	48
営業外収益合計	687	351
営業外費用		
支払利息	265	242
売上割引	74	
商品券回収損失引当金繰入額	182	116
その他	110	69
営業外費用合計	633	427
経常利益	550	671
特別損失		
投資有価証券評価損	5	
特別損失合計	5	
税金等調整前四半期純利益	545	671
法人税、住民税及び事業税	44	8
法人税等調整額	64	156
法人税等合計	19	148
四半期純利益	564	819
親会社株主に帰属する四半期純利益	564	819

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)
四半期純利益	564	819
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
土地再評価差額金	404	
退職給付に係る調整額	4	0
持分法適用会社に対する持分相当額	9	3
その他の包括利益合計	391	5
四半期包括利益	173	814
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	173	814
非支配株主に係る四半期包括利益		

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1)代理人取引に係る収益認識

当社グループが代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、純額で収益を認識する方法に変更しております。

(2)自社ポイント制度に係る収益認識

販売促進のためのポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち将来使用見込み分を引当金に計上しておりましたが、当社グループでの買上げ時の付与ポイントを履行義務と識別して契約負債を認識し、履行義務が消滅する利用・失効時に収益を認識する方法に変更しております。

(3)井筒屋友の会カード(お買物カード)に係る収益認識

井筒屋友の会カードの未使用部分については、一定期間経過後に収益として認識するとともに、将来回収時に発生する損失に備えるため、引当金を計上しておりましたが、顧客による権利行使パターンと比例的に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は23,833百万円、売上原価は23,021百万円、販売費及び一般管理費は721百万円それぞれ減少し、営業利益は90百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は133百万円それぞれ減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は133百万円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「負債の部」に表示していた「ポイント金券引当金」、流動負債「その他」及び「商品券回収損失引当金」並びに「前受金」の一部は、第1四半期連結会計期間より「契約負債」に含めて表示しております。また、従来、「商品券」及び「商品券回収損失引当金」として会計処理していたもののうち、自社商品券等については契約負債、他社でも使用可能な全国百貨店共通商品券等については金融負債として処理しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りに用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した内容から、重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、当連結会計年度の当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に想定できない影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年11月30日)
当座貸越極度額	5,000百万円	5,000百万円
借入実行残高	500	500
差引額	4,500	4,500

(四半期連結損益計算書関係)

助成金収入の内容は次のとおりであります。

前第3四半期連結累計期間(自2021年3月1日至2021年11月30日)及び

当第3四半期連結累計期間(自2022年3月1日至2022年11月30日)

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金及び持続化給付金等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)
減価償却費	1,223百万円	1,059百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2021年4月20日開催の取締役会において、資本準備金および利益準備金の額の減少を決議するとともに、2021年5月27日の第126回定時株主総会に資本金の額の減少およびその効力が発生することを条件としたその他資本剰余金の処分について付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決され、2021年7月1日に効力が発生しております。

それに伴い、当第3四半期連結累計期間において、資本金が10,432百万円、資本剰余金が10,980百万円それぞれ減少し、利益剰余金が21,412百万円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月19日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57	5	2022年2月28日	2022年5月27日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	百貨店業	友の会事業		
売上高				
外部顧客への売上高	38,311			38,311
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	393		394
計	38,312	393		38,705
セグメント利益	610	25		635

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報サービス事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	635
セグメント間取引消去	139
四半期連結損益計算書の営業利益	496

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	百貨店業	友の会事業		
売上高				
外部顧客への売上高	16,072	25		16,098
セグメント間の内部売上高 又は振替高	296	363		659
計	16,369	389		16,758
セグメント利益	826	14		840

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、情報サービス事業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	840
セグメント間取引消去	93
四半期連結損益計算書の営業利益	747

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項
(収益認識に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、第1四半期連結会計期間の期首から収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて「百貨店業」の売上高は23,859百万円、セグメント利益は116百万円減少しております。

また、「友の会事業」の売上高及びセグメント利益は25百万円それぞれ増加しております。

(収益認識関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	百貨店業	友の会事業	合計
顧客との契約から生じる収益	15,916	25	15,941
その他の収益	156		156
外部顧客への売上高	16,072	25	16,098

(注) その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づく賃貸収入等であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年11月30日)
1株当たり四半期純利益	49円31銭	71円56銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	564	819
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	564	819
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,456	11,456

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年 1月12日

株式会社井筒屋
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 久 保 英 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 竹 昭

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社井筒屋の2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年9月1日から2022年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年3月1日から2022年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社井筒屋及び連結子会社の2022年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。